

別海町奨学資金支給制度について

本町では、町に不足する医療関係技術員等を養成し、町民の保健福祉医療の向上を図るため、町に必要な技術を修得する修学生に対し奨学資金を支給する制度を行っています。

平成30年4月1日からは介護福祉士の資格取得を目指す方についても支給対象となりますので、ぜひご利用ください。介護福祉士の支給条件等は次のとおりです。

■支給条件 「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」第39条の規定に基づく養成機関に在学し、介護福祉士の資格取得後、5年以上町内の介護保険事業所に勤務する方

■支給額 養成機関の在学期間中 月額60,000円

■支給申請 奨学資金の支給を希望する方は、身元保証人2名を付し連署して、奨学資金申請書、家庭状況調査書、推薦書および合格通知書を4月10日までに役場総務課に提出してください。

- 現在、介護福祉士養成機関に在学している方も対象となりますが、一部申請方法が変わります。
- 医師、看護師などの資格取得を目指す方についても同様の申請方法となります。

申請方法の詳細、ご不明な点は下記担当までお問い合わせください

問合せ／人事厚生担当（内線2114・2115）

所得税・町道民税申告について

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバーの記載及び確認」が必要です。

申告相談日程 会場

■期間 2月16日(金)から3月15日(木)まで ※土曜、日曜を除く

■時間 役場および各支所 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで
根 室 税 務 署 午前9時から午後4時まで

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業、事業、譲渡、相続、贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 消費税申告者
役場1階 103会議室	一般確定申告（給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者等）および町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告（A表のみ）および町道民税申告

※詳細については広報1月号をご確認ください。

問合せ

■根室税務署 TEL 0153-23-3261

■別海町役場税務課課税担当 TEL 75-2111（内線1111・1112）

■西春別支所 TEL 77-2131 ■尾岱沼支所 TEL 86-2166

■国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>



釧路・根室広域地方税滞納整理機構について

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む根室管内4町と釧路管内7町村を合わせた11町村が加盟している、滞納税の徴収を専門に行う組織です。

税金の滞納案件の中には、税の通知を行っても一切応じない、税金を納付できる資力があるにもかかわらず税金を納めない等、悪質な案件も存在しています。

滞納整理機構は税負担の公平性を確保するため、加盟町村から徴収の引き継ぎを受けた悪質な滞納者に対して差押えや搜索等の強制的な徴収を実施し、加盟町村の滞納額の縮減に努めています。

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116） FAX 75-2773



北海道日本ハムファイターズを応援しよう



応援大使のご当地給食を実施しました

北海道日本ハムファイターズ応援大使企画として、12月11日に町内の幼稚園、小中学校等で「応援大使ご当地給食」を実施しました。



未来を担う子どもたちに好き嫌いなく食べる大切さを伝えるため、応援大使である中島選手、上沢選手の思い出の一品や取り入れてほしい食材を給食として提供しました。



子どもたちはとても喜んで食べており、特にめんたいこクリームスパゲティは大人気でした。

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

総合計画町民検討委員募集

町では、新しいまちづくりを進めるための指針となる「第7次別海町総合計画」（計画期間 平成31年度から平成40年度）を策定する準備を進めています。

総合計画の策定に当たり、町民検討委員会を設置し、町民の皆さんとワークショップ形式などで、よりたくさんのご意見をお聞かせいただきたく公募委員を募集します。町民の皆さんのご応募をお待ちしています。

- 応募資格 別海町在住の平成30年1月1日現在で満20歳以上の方
- 委員の任期 委嘱の日から平成31年3月31日まで
- 募集人数 10名
- 募集締切 2月28日(水)まで
- 委員会の開催予定 年5回程度（時間帯は午前10時から午後5時までの間で2時間程度を予定）
- 応募方法 記入欄に必要事項を記入の上、郵送、FAX、メールまたは持参にてお申し込みください
- 応募・問合せ 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場総務部総合政策課企画振興担当 TEL 0153-75-2111（内線2213・2214）
FAX 0153-75-0371 Eメール sougouseisaku@betsukai.jp

■記入欄

(氏名)	(年齢)	(電話番号)
(住所)		
(応募動機)		

通院等乗合ハイヤー 試行運行等のお知らせ

受けている方で、通院や買い物に行く際に家族の方などから送迎の支援を受けられない方を対象に、自宅から町立別海病院または交流館ぶらとまで、通院等乗合ハイヤーの試行運行を開始しました。

利用を希望される方は、事前に利用者登録申請が必要となります。

ただし、次の方は対象となりません。

- ①路線バスが運行している市街地および運行路線からおおむね500m以内の方
- ②福祉有償運送・外出支援サービスを利用できる方
- ③移動支援事業・居宅介護通院等介助・同行援護等を利用できる方
- ④乗降および乗車中に支援が必要となる方

■申請書配布・提出先

役場福祉課、介護支援課、車両センター、各支所、各連絡事務所

※町ホームページからもダウンロード可能です。また、郵送でも申請が可能です。

問合せ／車両管理担当 TEL 79-5202



雪道運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しいため、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、下記の道路状況にご注意ください。

■アイスバーン

日中に解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。スピードダウンや車間距離を十分にとりましょう。

■ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方は特に注意しましょう。

■シャーベット状態の雪

アスファルトが見える状態であり、あまり危険がないように見えますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすいため注意しましょう。

■新雪が積もっている状態

一面に雪が積もり、どこまでが道路なのか判断しづらいため、吹き溜まりなどにタイヤがはまって動けなくなる危険があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

**スピードダウンや全席シートベルト着用、
早めのブレーキなどの冬道にあった運転を心掛け、
荒天時には極力外出を控えるなど
事故を未然に防ぎましょう。**

問合せ／防災交通担当（内線2117）

消防署から



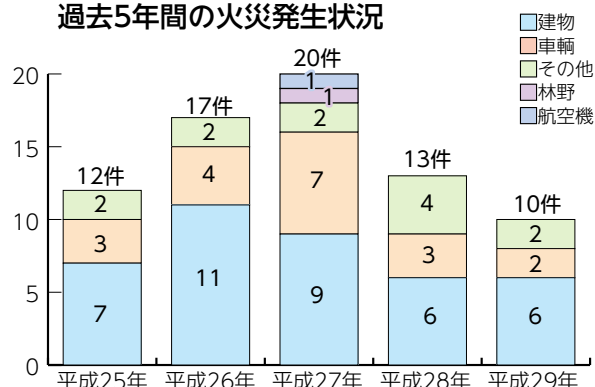
平成29年の 火災概要について

平成29年中に町内で発生した火災件数は10件でした。

内訳は建物火災6件、車両火災2件、その他火災2件で、火災件数は前年に比べ3件減少し、損害額も約5,649千円と前年に比べ約10,252千円の減少とはなりましたが、貴重な財産が失われています。

火災の発生を防ぐためには常日頃から防火の心掛けが重要となりますので、いま一度火気の取り扱いにご注意ください。

過去5年間の火災発生状況



問合せ／別海消防署予防課 TEL 75-2200